

自主防災組織の手引き

令和 7 年度 改訂

川 崎 市

目次

はじめに	2
自主防災組織とは	3
自主防災組織の役割	4
自主防災組織を立ち上げる	6
災害時の活動	8
風水害のとき	8
地震のとき	9
情報の収集・伝達	10
避難誘導	10
安否確認	11
被害状況の確認・報告	11
救出・救助・救護活動	12
応急活動・初期消火活動	12
災害発生後・避難所での活動	13
協働による避難所の開設・運営	13
情報収集・広報活動	13
給食給水・生活支援	13
安全点検・巡回活動	14
自主防災組織の活動記録	14
平常時の活動	15
活動計画の作成	15
防災知識の普及・啓発	15
ぼうさい出前講座の御案内	16
災害時要援護者対策	17
防災点検・防災マップ（ハザードマップ）づくり	18
防災訓練の実施	20
情報収集・伝達訓練	21
初期消火訓練	22
救出・救助・救護訓練	23
避難・誘導訓練	23
給食・給水訓練	24
地域との連携	24
津波災害や風水害に備える訓練の例	25
地域で災害時要援護者を支援するには	26
自主防災組織をもっと活性化させるためのヒント	27
自主防災組織の地域防災力を強化する	28
災害に備える防災資器材を準備しましょう	29

はじめに

大きな災害ほど地域の助け合いが必要です

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとした過去の災害では、地震に伴う津波や建物倒壊などによって、多数の死者・行方不明者が発生したほか、液状化現象、地盤沈下、家屋被害や電気・水道・ガスなどのライフラインの停止、道路の寸断など、多方面に被害が及びました。

こうした大災害の発生直後においては、消防や警察等の防災関係機関が行える活動に限界があるため、市民の助け合いなしには、様々におこる被害を乗り越えることができません。

大災害のときに、真っ先に駆け付けて助け合うことができるのは、「向こう三軒両隣」といわれる地域の方々です。

東日本大震災や阪神・淡路大震災など、過去の災害時には、住民の安否確認、行方不明者の搜索、避難所の運営及び炊き出しなどが、地域の方々の手によって行われましたが、日頃から住民同士の結びつきが強い地域ほどこうした活動が円滑に行われていたと言われています。

つまり、災害が大きくなればなるほど、地域の助け合いがより重要になってくるのです。

川崎市では、過去の災害における教訓を基に、隣近所や町内会などの地域コミュニティがもつ「人と人とのつながり」や「即応性」を重視して、地域の防災力を高めながら災害に備える活動を支援しています。

この手引きでは、市民が参加して地域の自主防災活動に取り組む「自主防災組織」の結成と活動について紹介します。ひとりでも多くの市民が地域の自主防災活動に参加して、活力ある「自主防災組織」を結成することで、皆さんの手によって、一層、地域の防災力を高める一助にさせていただきますようお願いいたします。

令和7年5月 川崎市 危機管理本部



自主防災組織とは

地域の一人ひとりが防災要員

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、住民同士が助け合って災害に備え、災害を乗り越えることができるよう活動する組織が自主防災組織です。地域コミュニティのつながりの中では、災害に備える地域の一人ひとりが防災要員です。

災害時に落ち着いて行動するためには、日頃からの心構えや備えが欠かせません。そのため、自主防災活動を充実させ、話し合いや創意工夫を重ねながら災害に強いまちづくりに取り組むことが必要です。こうした取組みに参加しておくことは、地域を守る活動に必ず生かされます。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時には助けを必要とする人々がいます。このような助けを必要とする「災害時要援護者」を、地域の中でどのように支援するかを考え、実践していくことも自主防災組織の重要な役割です。

自主防災組織を立ち上げて、日頃から町内の安全を点検し、防災に必要な知識や家庭内の対策について、繰り返し呼びかけましょう。

消防団と自主防災組織

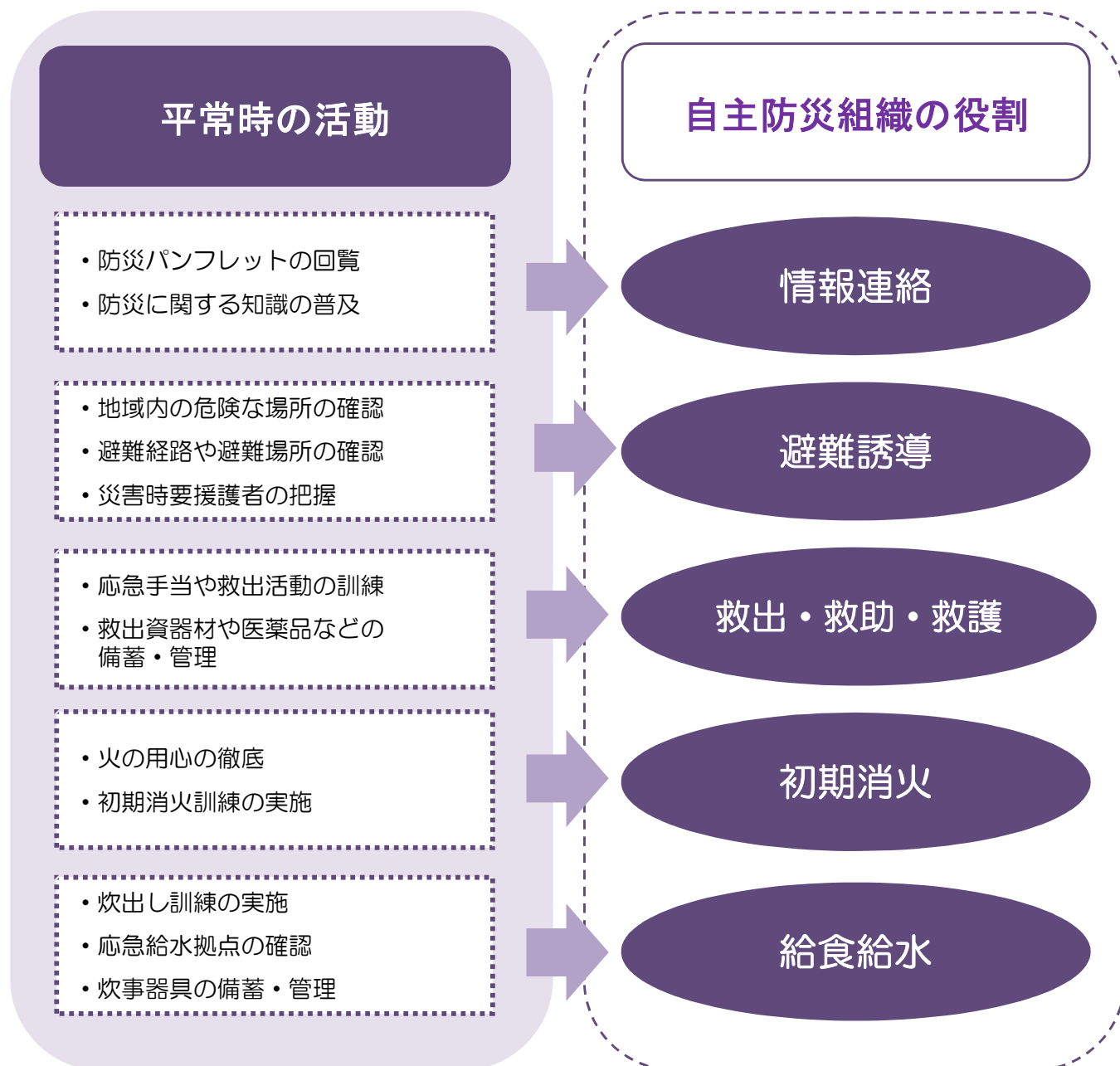
消防団は、災害現場での被害の拡大防止や応急復旧のための直接的な活動が主体となります。一方、自主防災組織は、防災知識の普及、地域の安全点検や訓練を実施するとともに、災害時には情報を収集し、避難を呼びかけ、避難所の運営に参加するなどの活動を行います。両者は災害から地域を守る点においては同じ目標を持っています。災害に強い地域づくりを目指して、日頃から啓発活動や訓練を通じ連携を深めておきましょう。

自主防災組織の役割

災害に備えて役割を分担しましょう

災害時には、隣近所や町内の班など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切です。自主防災組織は、隣近所や班などを取りまとめ、地域住民が一体となって平常時の防災活動や災害時の助け合いに取り組む組織です。町内会や自治会などの地域コミュニティを母体として自主防災組織を結成しましょう。

日頃からの災害への備えに加え、特に災害発生直後にはさまざまな活動が必要です。自主防災組織には、情報連絡・避難誘導・救出救護・初期消火・給食給水など地域を守るための役割があります。



自主防災組織を結成したら、地域の力を発揮できるよう活動内容や役割分担に応じた活動班を編成しましょう。それぞれの活動班には班長をおき、町内やマンション内等の住民が役割を分担して、皆さんが積極的に自主防災活動に参加できるような仕組みを話し合しましょう。

水害や地震のほか、市内には土砂災害や津波などのおそれがある地域もあります。地域の実情に応じた活動内容や役割分担を考えましょう。

災害時の活動

- ・防災関係機関からの情報を住民に素早く的確に伝達
- ・被害状況や必要な支援の調査
- ・避難経路の安全確認
- ・避難の呼びかけ・誘導・状況確認
- ・災害時要援護者の避難誘導等
- ・家屋倒壊などからの救出
- ・負傷者の応急手当
- ・救出・救助・救護の協力呼びかけ
- ・出火防止の徹底
- ・初期消火活動の実施
- ・消防などの指示に従い協力
- ・炊出しや給水活動
- ・食料や飲料水、生活必需品の確保、配布

避難所での活動

協働による 避難所の開設・運営



- ・避難所の安全確認
- ・避難者スペースの確保
- ・避難者の受付
- ・食料、飲料水、毛布等の確保
- ・応急救護活動
- ・避難所の清掃やトイレの管理
- ・避難所内外の情報伝達
- ・避難所生活のルール作成
- など

自主防災組織を立ち上げる

自主防災組織結成までの手順

地域の自主防災活動を行う「自主防災組織」の結成には、まず何よりも住民の皆さんの理解と協力が不可欠です。ここでは、自主防災組織を立ち上げるまでの流れを示します。

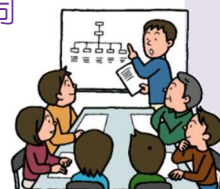
町内会や管理組合等で
自主防災組織の必要性
について話し合います

自主防災組織の中心メンバーとなる町内会長やマンションの管理組合の役員で結成を相談しましょう。

まずは、各区役所
危機管理担当に御
相談下さい。

自主防災組織の結成に
向けて同意を得ます

町内会やマンションの管理組合などの総会において、住民の皆さんに結成の趣旨や活動内容を説明して、自主防災活動について意見をもらい、結成の同意を得てください。



役員・運営委員を
選出し
役割分担を決めます

自主防災組織の活動の中心となる会長・副会長・運営委員を選出します。町内会の各班の活用や女性を多く配置するなどバランスの良いメンバー構成にしましょう。また、活動班を編成して役割分担を決めましょう。

自主防災組織の
規約を作ります

規約は、自主防災組織の活動目的や活動内容を取り決めるものです。住民の意見を取り入れながら次ページの例を参考に、その組織に合った内容を検討します。

回覧板・掲示板
・広報誌などで
知らせましょう

自主防災組織の役員・運営委員や規約の内容が決定したら、回覧板・掲示板・広報誌などを使って、住民の皆さんに知らせましょう。

川崎市へ
結成を報告します

自主防災組織の結成や編成について各区役所危機管理担当に連絡し、「自主防災組織結成届出書」など必要な書類を提出してください。

自主防災組織の組織づくりには、次のような方法があります。「重複型」は町内会や自治会の役員が自主防災組織の役員を兼務する場合で、「下部組織型」は町内会や自治会の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る場合です。また、「別組織型」は新しい組織として立ち上げるため、マンションの管理組合などの単位で結成する場合に向いています。地域に合った方法を選びましょう。

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町内会役員が自主防災組織の役員を兼務する。	町内会長（＝自主防災組織の長）の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	町内会とはまったく別個に自主防災組織を作る。
長所	組織づくりが容易。活動が継続しやすい。	役員全員の負担が軽い。 会長以外の役員の負担が軽い。 経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性が発揮しやすい。	役員全員の負担が軽い。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。		
短所	町内会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		既存の町内会の組織との混乱が起こりやすい。

●●町内会自主防災組織規約 (重複型の例)

(名 称)

第1条 この組織は、●●自主防災組織（以下「本組織」という。）とする。

(目 的)

第2条 本組織は、地震その他の災害（以下「地震等」という。）が発生したときに、町内会住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、初期消火、避難誘導、救出救護及び避難所運営等の活動を行い、地域内の被害の防止及び軽減を図り、町内住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本組織は、町内会組織を基に結成し、町内会の住民により組織する。

(事 業)

第4条 本組織は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害情報の伝達計画の検討及び訓練の実施
- (2) 初期消火、災害時要援護者を含む避難誘導計画の検討及び訓練の実施
- (3) 市等が実施する防災訓練への参加、協力
- (4) 地震等に対する住民の心得、防災意識及び応急手当の普及
- (5) 地震等の発生時に用いる資器材の検討及び整備
- (6) 消防、警察、市役所等防災関係機関との連絡、調整
- (7) その他、本組織の目的を達成するための必要事項

(役員及び運営委員会)

第5条 本組織の事業を推進するため、次の役員及び運営委員会を置く。

- (1) 役員
会長及び副会長は町内会長、副会長をもって充てる。
- (2) 運営委員会の構成
委員長1名、副委員長●名及び委員●名をもって構成する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本組織を代表して組織の職務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。

(運営委員会の職務)

第7条 運営委員会は、本組織の会計をつかさどるほか、第4条に定める自主防災組織の事業について計画を立て、推進する。

(役員の選任)

第8条 会長及び副会長の選出、交代・変更等があった場合には、川崎市に届け出る。

(運営委員の選任)

第9条 委員は、会長が選任する。

- 2 委員長は、委員の互選により会長が任命する。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から任命する。

(運営委員の任期)

第10条 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

附 則

この規約は令和 年 月 日から施行する。

災害時の活動

自主防災組織が取り組む活動は、発生する災害によってその内容やタイミングが異なります。ここでは、災害発生時の活動を紹介します。災害に備えて地域の活動計画を立てておき、万一の場合にも落ち着いて対応しましょう。

風水害のとき

風水害が発生する前に

情報の
収集・伝達

気象情報や避難情報に
注意し、住民へ伝達する

10
ページ

避難誘導

早めの避難を呼びかけ
災害時要援護者の避難を
支援する

10
ページ

風水害の発生

災害のおそれがある地域では高齢者等避難や避難指示を聞いたら速やかに避難（準備）をしましょう。

風水害が発生したら

安否確認

避難情報や安否情報の
取りまとめを行う

11
ページ

被害状況の
確認・報告

地域内の被害情報を収集し
市（区）などに報告する

11
ページ

救出・救助
・救護活動

救出・救助・救護活動を行う
負傷の手当てや搬送を行う

12
ページ

応急活動
初期消火活動

土のうなどを利用して
浸水を防止する

12
ページ

地震のとき

地震の発生

津波や土砂災害の
おそれがある地域

10
ページ

10
ページ

すぐ避難できるように準備しましょう

情報の 収集・伝達

情報に注意し
速やかに住民へ伝達する

避難誘導

速やかな避難を呼びかけ
災害時要援護者の避難を
支援する

安否確認

隣近所で声を掛け合う
災害時要援護者の安否を
確認する

大地震が発生したら

情報の 収集・伝達

市などからの
避難情報や緊急情報を
住民に伝達する

10
ページ

避難誘導

隣近所で声を掛け合う
災害時要援護者の避難を
支援する

10
ページ

安否確認

隣近所で声を掛け合う
災害時要援護者の安否を
確認する

11
ページ

被害状況の 確認・報告

地域内の被害情報を収集し
市（区）などに報告する

11
ページ

救出・救助 ・救護活動

救出・救助・救護活動を行う
負傷の手当てや搬送を行う

12
ページ

応急活動 初期消火活動

出火防止を呼び掛ける
火災時に初期消火を行う

12
ページ

11
ページ

災害のおそれがある地域
では避難についての情報
を聞いたら速やかに避難
しましょう。

●●情報の収集・伝達

- 防災行政無線や防災テレホンサービス、テレビ神奈川の文字（データ）放送、メールニュースかわさき、緊急速報メール（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）、かわさき防災アプリ、川崎市ポータルサイト、川崎市LINE公式アカウント、「かわさきFM（79.1MHz）」によるラジオ放送、市のホームページ、川崎市危機管理本部公式X（旧ツイッター）などから、川崎市における災害情報を収集し、住民に伝えます。

ラジオをつけましょう

災害発生時に「かわさきFM（79.1MHz）」の放送に割り込み、緊急情報を伝えます。ラジオをつけて川崎市からの情報に注意してください。

メールニュースかわさきに登録しましょう

緊急情報や災害情報等をメールで配信しています。災害時に大切なのは、正確に情報を知り、適切に行動することです。登録して災害に備えましょう。登録は次のメールアドレス宛に空メールを送信してください。登録ページのURLが記載されたメールが返信されますので、そのページにアクセスして防災気象情報を選択してください。

- ・PCでの登録：mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp
- ・携帯電話での登録：mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

- 重要な情報は必ずメモしておきましょう。被害や避難に関するものなど優先順位を考えて、住民に情報を伝達します。確実に情報が伝わるよう、普段から作成している連絡網などを活用し、「人から人へ」伝えましょう。
- 避難時にも情報が入手できるようラジオ、携帯電話などを持ち出しましょう。
- 災害時要援護者には、事前に連絡体制を確認しておき、迅速に情報を伝達しましょう。

●●避難誘導

- 建物被害等がある場合には、危険な場所を避け、安全な避難経路で避難所や避難場所まで誘導します。
- 避難場所は複数想定しておきましょう。水害時は立ち退き避難に危険を伴うことがあるので、まずは在宅避難が可能か洪水ハザードマップで自宅の浸水深をしっかりと確認し、浸水の恐れがある場合は、自宅上階や、近隣にある身の安全を確保できる建物などへの「垂直避難」を検討しましょう。
また、川崎区については、予め「津波ハザードマップ」などを活用し、「津波避難施設」や「津波想定浸水区域外」について把握しておきましょう。
- 市から高齢者等避難や避難指示が発表されたときは住民に避難（避難準備）を呼びかけます。住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは自主防災組織の判断で避難を呼びかけます。
また、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたら、可能な範囲で「津波避難施設」や「津波想定浸水区域外」への避難を呼びかけます。
- 呼びかけは避難誘導班だけでなく、隣近所や他の班も協力して行いましょう。

避難誘導（つづき）●●

- 災害時要援護者に対しては、必要に応じて担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援しましょう。

高齢者等避難（風水害のみ）が発表されたら

災害時要援護者は避難に時間を要することがあります。
災害時要援護者に連絡を取り、避難支援の準備をしましょう。

安否確認●●

- まず、自身の身の安全を確保します。
- 自身の身の安全を確保した上で、家族・隣近所の身の安全を確認します。
- 出火防止を呼びかけ、火元を確認しましょう。
- 災害時要援護者には、地域で分担して安否を確認します。
- 救助や避難の手助けが必要な人がいる場合には、協力して助けましょう。
- 避難所や避難場所では、住民の避難状況を確認します。

スムーズに安否確認できるルールを話し合い、定期的に訓練を行いましょう。

町内の班長を中心に、班ごとに地域住民の安否確認を行ったり、避難所での確認用にあらかじめ名簿を用意しておくなどの方法があります。

「わが家は全員避難しました」と一目でわかる札や目印を工夫し、避難するときは玄関前に掲げるようにしている事例もあります。

被害状況の確認・報告●●

- 災害発生後、自主防災組織が活動できる範囲で地区内の被害状況を確認します。次のような項目を確認しましょう。
 - ・地区内の人的被害や行方不明者数
 - ・建物や道路の損壊状況
 - ・通行止めとなっている道路や孤立した地区
 - ・火災の発生状況
 - ・浸水した地域（水害や津波の場合）
- 被害状況の確認は、調査区域を分担して担当者を決めて実施します。
自主防災組織の長や情報連絡班がとりまとめて、市が避難所に設置している無線機などを活用し、市（区）や消防署など防災関係機関に報告します。
- 必ず複数人で行動し、周囲に注意して無理な行動は避けましょう。

無事情報も確認しましょう

「被害なし」という報告も災害の状況を把握する重要な情報です。忘れずに報告してください。

●●救出・救助・救護活動

- 救助を必要とする人を発見したら、救出に協力できる人を集めます。救助にあたっては、自分と周囲の安全確保を最優先にしてください。
- のこぎり、ハンマー、ボールなどの救出資器材を活用し、二次災害に十分注意し、がれきなどを取り除きます。
- 大規模な救出作業や二次災害のおそれがあるなど、危険を伴う場合には、無理をせずに消防署や消防団、警察などに出動を要請しましょう。
- 近くに建設業者など救助に役立つ道具や人材をもつ事業所（川崎市防災協力事業所等）などがあれば協力を依頼してみましょう。

講習を受けて技術を身につけましょう

倒壊した家屋などから被災者を救出するには、専門的な知識や技術、資器材が必要になります。防災訓練のときに、消防署員や消防団員から適切かつ対応可能な救出方法について指導を受けましょう。

速やかな応急手当や医療機関への搬送が必要な場合もあります。消防署や日本赤十字社（神奈川県支部）などが行うAEDなどを用いた救命講習や応急手当講習なども受講しておきましょう

●●応急活動・初期消火活動

- 水害や土砂災害のときには、土のうを積んで浸水や土砂の流入を防止します。また、消防団から協力要請があったときは、できる範囲で協力してください。
- 災害の発生時には出火に注意し、防火を呼びかけます。
- 火災を発見したら、大声で「火事だ!」と叫び、周囲に知らせるとともに、「119番」へ通報してください。
- 初期消火班を中心に、周囲の人に協力を求め、消火活動を始めます。消火器やバケツリレーなどを活用し、火炎や煙に注意して風上から消火・延焼防止活動を行います。常に退避経路を確保して危険な場合は速やかに退避しましょう。

消火活動は無理をせずできる範囲で

消火が難しい場合は、安全を確保できる範囲での初期消火・延焼防止活動にとどめ、消防署や消防団の到着を待ちましょう。

消防隊や消防団の到着後に協力を求められたときは、できる範囲で消火・延焼防止活動や避難誘導に協力してください。

災害発生後・避難所での活動

●●協働による避難所の開設・運営

- 避難所の開設・運営は自主防災組織や施設管理者等で構成される避難所運営会議と地域住民、市職員が協働で行います。よりよい避難環境を確保するため、自主防災組織が中心となって運営にあたりましょう。
- 避難所運営会議には以下のような役割があります。

- ・避難所の安全確認と避難スペースの確保
- ・避難者の受付と名簿の作成
- ・食料や飲料水・毛布などの生活物資の配布と確保
- ・応急手当や健康管理
- ・避難所内の清掃とトイレの管理
- ・市や区の災害対策本部への連絡や避難者への情報伝達
- ・ペットの受入と運用に関する補助
- ・感染防止対策のための、手洗いうがい、アルコール消毒等の呼びかけなど

※あらかじめ避難所運営マニュアルを確認しておきましょう。

- 災害時要援護者には、避難所でも特別な配慮が必要な場合があります。協力して支援しましょう。

●●情報収集・広報活動

- 避難所には掲示板を設置し、市や避難所からの情報が住民に伝わるよう広報活動を行います。
- 住民から情報発信できるように、伝言板の設置や、広報紙を作ることもよいでしょう。

●●給食給水・生活支援

- 各避難所の備蓄物資や各家庭から持ち出した食料や飲料水でまかなえない場合などに、共同で炊き出しを行います。
- 停電や断水などが予想されるので、自主防災組織としても食料品・飲料水に加えて調理器具や燃料を備蓄しておくとい良いでしょう。
- 避難が長期化すると生活スペースやトイレの衛生管理、救援物資の配布などさまざまな作業があります。自主防災組織が中心となって、作業にあたりましょう。
- 避難所外の被災者にも配慮が必要です。ニーズを調べ、必要な支援を行いましょう。

●●安全点検・巡回活動

- 避難したあとに、地域の被害が拡大することもあります。防火・防犯活動も兼ねて定期的に地域を巡回しましょう（危険な地域は立ち入りが制限されることがあります）。
- 避難所外の被災者にも巡回して声をかけ、情報を伝えるとともに支援を必要としているか聞き取りを行いましょう。
- 新しく被害の拡大や危険箇所を発見したら、立ち入りを制限して、注意を呼びかけましょう。

避難所外の被災者支援

災害時、在宅避難者や公園・車中などで生活を送る人もいます。こうした「避難所外の被災者」への支援も重要です。特に高齢者や身体の不自由な在宅避難者は、情報や物資が集まる避難所へなかなか行くことができず、断水時には水を確保することができなくて生活が困難になるケースもあります。町内会や自主防災組織を中心に地域を巡回して安否を確認し、地域ぐるみで助け合う活動が大切です。

- ・避難所外の被災者の把握（安否確認）
- ・広報誌や回覧による情報の伝達
- ・被災者が必要とする支援（ニーズ）や健康状態の把握
- ・飲料水や食料、生活物資などの調達と配達
- ・通院の付き添い

など

避難所外の被災者への支援には、避難所の運営に参加する住民や市職員との連携が欠かせません。町内会や自主防災組織が避難所と地域住民をつなぐ窓口になり、協力して活動しましょう。

●●自主防災組織の活動記録

- 活動の記録を残しておくとは後日振り返ることができます。災害を通じて経験したことや教訓となるものを以後の活動に生かしましょう。

平常時の活動

災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」ためには、日頃からの心構えや地域の中の人と人とのつながりが大切です。自主防災組織として平常時から積極的に活動に取り組み、話し合いや創意工夫を重ねながら災害に強いまちづくりに取り組みましょう。

活動計画の作成

平常時や災害時の活動内容について話し合い、定期的に活動が続けられるような計画を作成しましょう。計画の策定や見直しをするときには、住民から広く意見を聞くことが大切です。自主防災組織の活動を振り返り、よりよい計画ができるよう、次のような方法で検討してみましょう。

■優先順位をつける

自主防災組織が取り組む活動は多様で、満足できる活動を行うことは大変です。計画や目標には優先順位をつけて、できることから取り組みましょう。

■班ごとに話し合う

自主防災組織の役員ばかりが話し合うのではなく、活動班や町内の班ごとに自主防災活動について話し合える機会を設けましょう。顔を合わせることで住民同士の理解や連携を深めましょう。

■計画の目玉を考える

年間活動計画の中で、その年の目玉となる活動や目標を設けることで、計画にメリハリをつけることができます。やる気につながる活動を考えましょう。

年間活動計画（例）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の作成	年間活動計画の作成		活動班別の訓練の実施			川崎市総合防災訓練参加	防災訓練の打合せと実施		地区内の安全点検 防災地図作成	応急救護の講習会 家庭内対策	防災資器材の点検	

防災知識の普及・啓発

防災の取り組みは各家庭の対策から始まります。防災の心得や備蓄品・非常持出品の準備、耐震診断や耐震補強などについて各世帯に周知しましょう。

- 定期的に防災に関するチラシや回覧板などを作成しましょう。
- 自主防災組織の役割と活動についても住民に理解してもらいましょう。
- 市では普及啓発のために、「ぼうさい出前講座」を行っています。詳しくは、危機管理本部 啓発担当（044-200-2894）までご相談ください。

ぼうさい出前講座の御案内

ぼうさい出前講座とは？

概要・目的	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的としています。
講座内容	防災の一般的な知識についての説明になります。
開催場所・講座時間	開催場所は川崎市内とし、講座時間はおおむね1時間程度とします。
対象者	市内に在住、在勤又は在学している方で構成される、当日10人以上の出席が見込める団体やグループとします。ただし、次の事項に該当する場合は、実施することはできません。 1. 営利を目的とした場合 2. 政治活動や宗教活動を目的とした場合 3. その他出前講座の目的に反し、実施することが適当でないと認めるとき。 4. その他、出前講座の目的に反し、実施することが適当でないと認められるとき。
費用負担	講演料や講師の派遣に掛かる費用は必要ありません。ただし、会場の使用料等については、申込団体側でご負担ください。



主な内容は以下の通りです。

- ・過去の震災から教訓を学ぶ
- ・地震発生時の避難行動と注意事項
- ・日頃の備え、家の安全対策、備蓄品・非常持出袋
- ・地域で協力し合うことの重要性
- ・災害時に正しい情報を得る手段
- ・台風や集中豪雨の基礎知識（風水害での注意事項）

出前講座の流れ

受講申込書をメール、FAX又は郵送で提出
(希望日の30日前まで)

市担当者から日程調整等の御連絡、
決定通知書の送付

出前講座 開催

結果報告書をメール、FAX、オンラインによる申請又は郵送で提出
(実施後10日以内)

※「受講申込書」及び「結果報告書」は市ホームページから印刷・ダウンロードできます。

災害時要援護者対策

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害が発生したときに避難や避難所での生活に特別な支援を必要とする人がいます。本市では、「災害時要援護者避難支援制度」を中心に、災害発生時の安否確認や避難支援について対策を進めています。また、日本語の理解が十分でない外国人やその土地の地理に詳しくない観光客なども助けを必要とすることがあります。こうした災害時要援護者には、情報の伝達や安全な場所への避難、避難先の環境に適應していくことなど、場面や状況に応じてその人に合った支援を考え、地域の力を合わせて取り組むことが大切です。自主防災活動を通じて、災害時要援護者を助け合える環境づくりに取り組みましょう。

■隣近所で助け合いましょう

災害時に隣近所で声を掛け合えるよう、日頃から近所の交流を深めておきましょう。災害時に助けを必要とする人には、隣近所同士で助け合って対応することができる「コミュニティづくり」を進めましょう。

■災害時に支援できる体制をつくりましょう

一人の災害時要援護者に複数人で協力するなど、災害時要援護者を支援できる体制を自主防災組織の中でつくっておきましょう。地域の福祉関係者などと支援の方法を協議し、連携を図ることが大切です。

■自主防災組織としての取組

支援や対応を考えるためには、災害時要援護者のハンディキャップの内容や災害時における大変さを周囲が理解しておく必要があります。日頃から、広く住民に協力を呼びかけ、地域全体で理解の促進を図ることが大切です。

災害時要援護者への支援は、災害発生時だけを考えればよい問題ではありません。支援を必要とする災害時要援護者が、どのような支援を求めているか、その内容は一人ひとり異なります。日常のコミュニケーションを通じて個別の状況について確認しておく必要があります。

「災害時要援護者避難支援制度」

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込をしていただき、地域の支援組織に名簿を提供することで、地域において共助による避難支援体制づくりを行う制度が、「災害時要援護者避難支援制度」です。

本市では、この制度を中心に、災害発生時の安否確認や避難支援について対策を進めています。

防災点検・防災マップ（ハザードマップ）づくり

地域の中には、災害時に近づいてはいけない危険な場所や役に立つ防災資源などがあります。住民に広く参加を呼びかけ、平常時から分担して地域を点検し、気づいたことを地図にまとめた地域の防災マップを作っておきましょう。

地域の中を点検する

- ①町内にどんな危険があるか、災害時に役立つ地域の資源や避難場所がどこにあるかなど、大まかなリストを作って点検項目の概略を決めておきます。
- ②町内の地図や筆記用具を準備し、実際に歩いて地域の中を点検します。危険や安全に関わるもの、気づいたことや発見したことなどをメモしておきましょう。
- ③過去の災害で被害があったところは再点検しておきます。
- ④写真を撮影してメモと一緒に記録を残しておきましょう。

防災マップにまとめる

- ①町内を歩いて点検したことを地図にまとめます。地図は、住んでいる人や建物がわかるぐらいのなるべく詳しい地図を用意しましょう（例えば住宅地図など）。
- ②防災点検で確認した「危険箇所」や「防災資源」などを防災マップにまとめます。シールやマジックを活用して、地域の中の情報を色分けしてみましょう。
- ③地震や風水害など複数の災害を想定したり、たくさんの情報を地図の中にまとめたい場合は、地図の上にビニールシートなどをかぶせてシートの上に書き込みましょう。シートを取り外したり交換することによって情報を更新できます。
- ④気づいたことや防災点検の結果は、付箋紙などに書き込んでメモとして貼り付けておきます。
- ⑤防災点検で撮影した写真も貼り付けておきましょう。

防災マップを活用する

- ①防災マップを活用して、風水害や地震の場合における避難や、日頃から取り組む安全なまちづくりについて話し合いましょう。
- ②倒壊のおそれがあるブロック塀や墓石など、地域の中の危険を探し、改修や改善を話し合いましょう。
- ③防災マップの作成や、点検・調査活動を通じて住民の関心を喚起し、議論した内容を自主防災活動やまちづくりに反映させましょう。
- ④防災点検やマップの見直しは定期的に行いましょう。繰り返し実施することで、自主防災活動の活性化につなげましょう。



把握しておきたい地域の情報

●確認したい地域の危険

- ・急傾斜地
- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水するおそれのある地域
- ・急な坂道や階段、狭い道路
- ・地震で倒壊の恐れがある建物
- ・出火による延焼の危険が高い地域
- ・地震で落下するおそれがある看板や高層ビルのガラスの位置
- ・過去に被害があったところ

など

●確認したい防災の情報

- ・避難場所、集合場所
- ・安全な避難経路
- ・防災資器材の保管場所

など

●地域の防災資源

- ・応急給水拠点や井戸
- ・消火栓・防火水槽、プール
- ・防災協力事業所
- ・病院、薬局
- ・アマチュア無線愛好家
- ・防災機関に勤務経験のある人
- ・AEDの設置場所

など

準備するもの

- ・町内の地図（手に持って歩けるサイズ・地域全体が入る大きなサイズの2種類あると良い。）

- ・筆記用具、マジック
- ・シール、付箋紙
- ・カメラ
- ・ビニールシート（透明なポリ袋でも可）

など

防災訓練の実施

■ 防災訓練の目的

災害が発生したときに、自主防災組織として対処できるよう日頃から訓練を重ねておきましょう。訓練に参加する住民は、協力して一つのことを成し遂げる中で一体感を得ることができます。また、訓練を通じて、日頃の活動や計画に生かせる反省点、教訓を得ることも訓練の目的の一つです。より多くの人に参加を呼びかけ、定期的に防災訓練を実施しましょう。

■ 訓練実施までの準備

自主防災組織の年間活動計画や目標をもとに、訓練のテーマやポイントを検討しましょう。訓練の実施に向けた準備のステップは次のとおりです。

①実施計画の策定

限られた時間の中で、効果的な訓練ができるような計画づくりが大切です。参加者が災害時に役立つ体験を得られるような実施内容を検討しましょう。

②関係機関との調整

訓練を計画するにあたり、必要に応じて各区危機管理担当や消防署にご相談ください。計画を作成したら、日時、訓練の会場、実施内容、参加予定人数などを記入した「訓練実施計画書」を届け出るようにお願いします。訓練の実施内容によっては危険を伴う場合もありますので、安全に正しい知識を習得できるように、必ず消防署員や消防団員の指導を受けてください。

③訓練参加の呼びかけ

より多くの人に参加してもらうことができるよう、隣町や学校区単位での訓練への参加を住民に呼びかけます。学校や事業所（川崎市防災協力事業所等）などにも訓練の実施・参加を呼びかけ、お互いに協力しましょう。

■ 防災訓練に対する助成制度

川崎市では、自主防災組織が行う防災訓練や防災知識の啓発活動に対し、費用の一部を助成しています。

交付には一定の条件がありますので、詳しくは、「川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱」をご覧ください、各区危機管理担当までご相談ください。

助成の対象となる場合

（１）防災訓練

消火訓練、救出救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練、避難所設営・運営訓練、災害図上訓練等

（２）防災知識の啓発活動

防災に関する資料の作成及び配布、防災に関する映像等の上映会、防災講演会の実施、防災関連施設（防災センター等）の視察等

■防災訓練の実施メニューとポイント

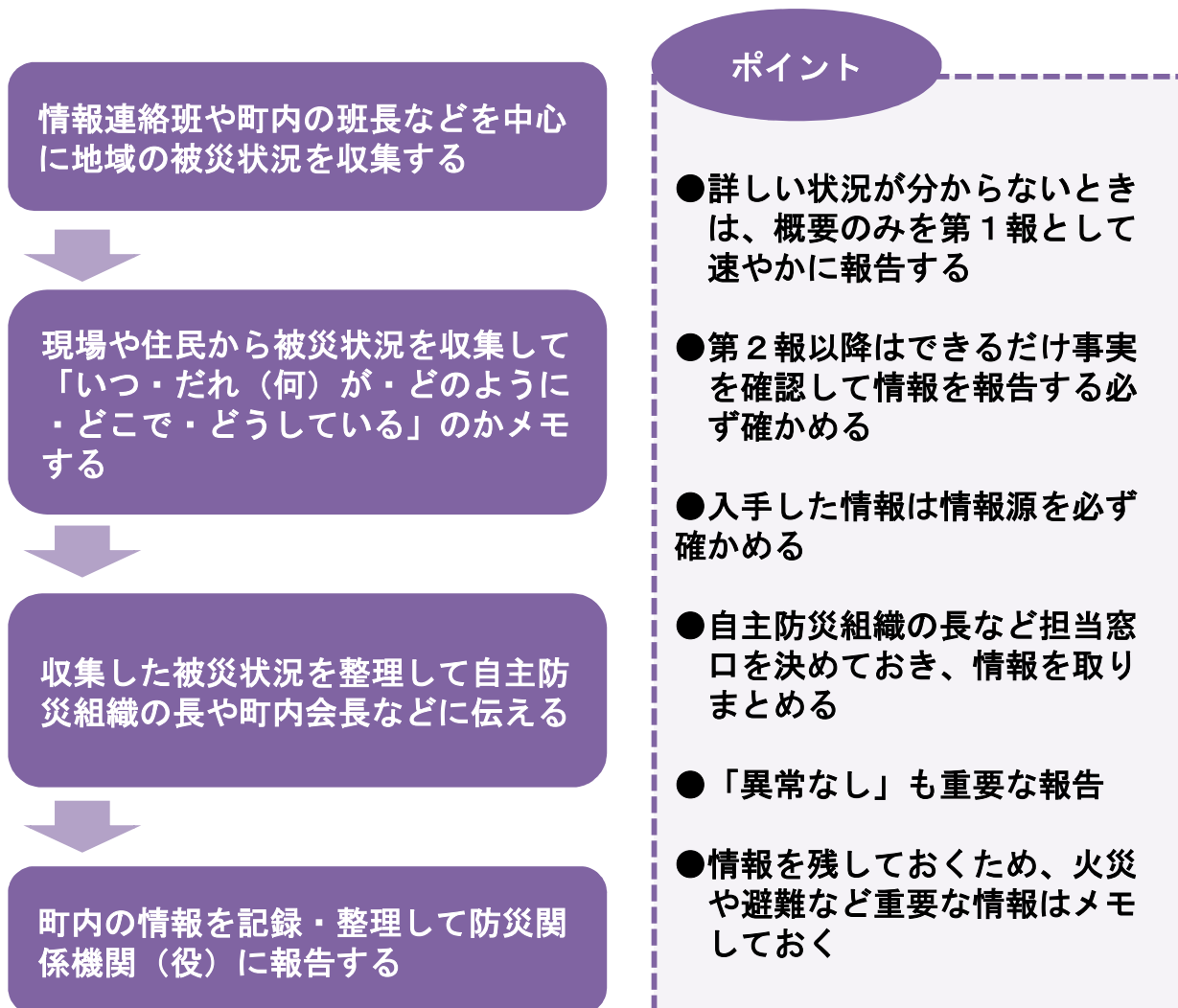
防災訓練にはさまざまなメニューがあり、ここでは代表的な訓練内容とポイントを紹介します。地域に合った内容を選んで、防災訓練を計画しましょう。

情報収集・伝達訓練

災害の発生直後は、誰もが情報を必要としています。的確に判断するためには正確な情報が不可欠です。いち早く地域の情報を収集し、正確に情報を伝達する方法を訓練しておきましょう。

情報収集訓練

災害発生後、地域の被災状況や住民の安否、生活情報などを調査し、収集した情報を正確・迅速に自主防災組織の役員や防災関係機関に報告する手順を訓練します。



情報伝達訓練

防災行政無線や防災テレホンサービス、テレビ神奈川の文字（データ）放送、メールニュースかわさき、緊急速報メール（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）、かわさき防災アプリ、川崎市ポータルサイト、川崎市LINE公式アカウント、「かわさきFM（79.1MHz）」によるラジオ放送、市のホームページ、川崎市危機管理本部公式X（旧ツイッター）などから得た情報や避難の呼びかけを正確・迅速に住民に伝える手順を訓練します。

災害（訓練）情報の伝達



自主防災組織の長や町内会長などは情報連絡班や町内の班長へ情報を伝える（口頭＋メモで正確な情報を伝える）



地域分担して住民へ情報を伝達する（戸別訪問・拡声器・チラシや回覧など状況や内容に応じて伝達手段を選ぶ）



情報連絡班や町内の班長は自主防災組織の長や町内会長へ伝達完了や町内の状況について報告する

ポイント

- 伝達は難しい言葉は使わず、簡単な言葉で行う
- 口頭だけでなくメモ程度の文書も渡す
- 正確に情報を伝えるため、受信者に復唱させる
- 数字は誤りやすいので、伝達には特に注意する
- 各世帯へ情報を正確かつ効率よく伝達するためのルールを決めておく
- 視聴覚などに障害のある方への伝達には十分に配慮する

初期消火訓練

消火用バケツや消火器を使用して、初期消火の方法や資器材の使い方を学びます。消火器の正しい使用法や火災から身を守る方法など、消防署員や消防団員の指導を受けましょう。初期消火班だけではなく、多くの住民が体験できるようにしましょう。



救出・救助・救護訓練

ロープ、ジャッキ、バールなどの救出用資器材を使った救出活動を習得します。また、負傷者への応急手当や搬送の方法などについて習熟しておきましょう。

避難・誘導訓練

実際に避難所や集合場所へ集合し、避難経路を確認します。避難時の携行品や服装などを確認し、誘導の方法や担架、車いすなどを活用した避難支援も実践しましょう（地震の場合は、公園など一時的に集まる場所を決めておくこと安否確認が容易になります）。

住民に対し、「避難勧告（訓練）」を伝達する



各世帯では出火防止の処置をする
安全な服装・非常持出品を準備



災害時要援護者の避難支援等の実施



避難所では人数を素早く確認
不明者は手分けして安否を
確かめる

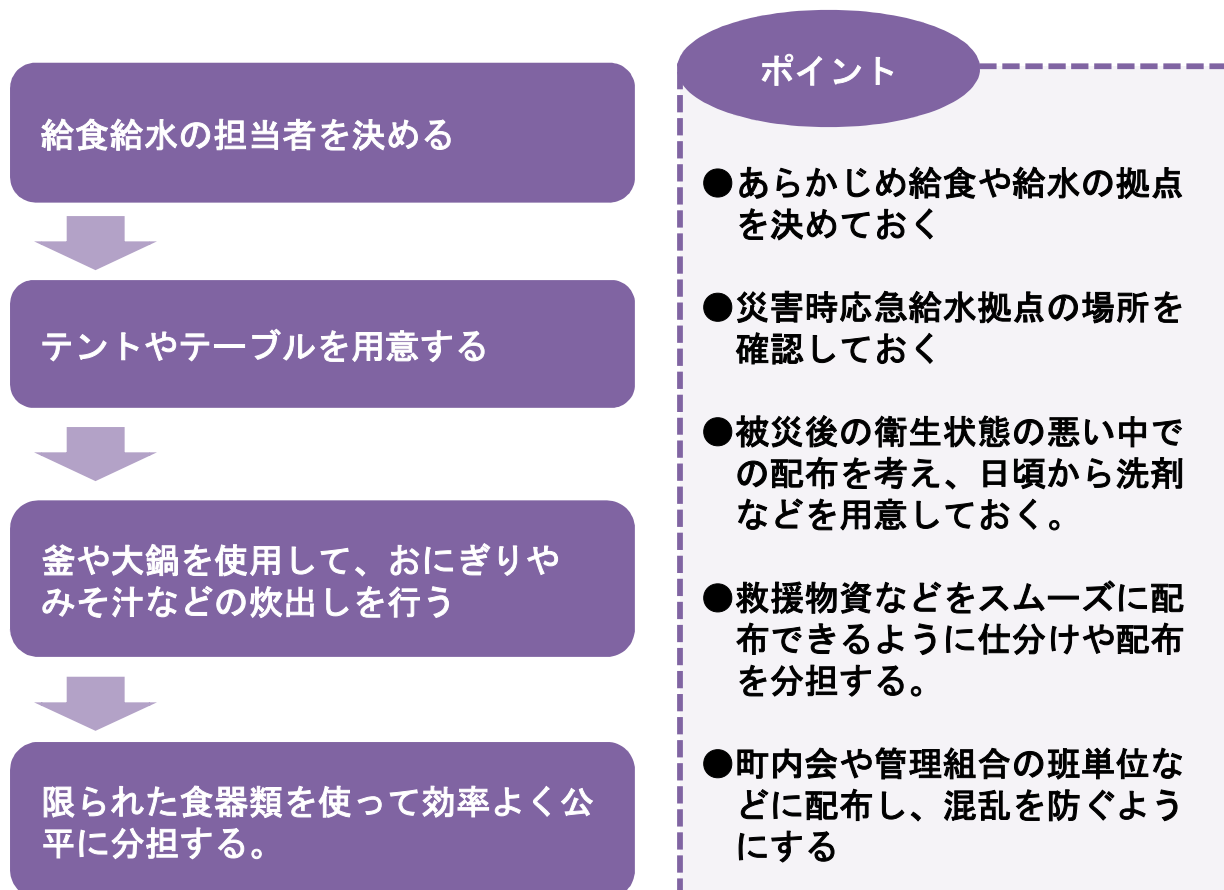
ポイント

- 人から人へ避難の呼びかけを伝える
- 避難者や災害時要援護者の状況を把握する
- 安全な場所や経路へ適切に誘導する
- 避難中もラジオ等から情報を入手する
- 避難完了までの時間を計ってみる
- 夜間や悪天候時などには避難や確認にさらに時間がかかることを想定しておく



給食・給水訓練

限られた資器材を有効に使って、食料、水を確保するとともに、効率よく配る方法を習得します。配布が必要な人数の把握と公平に配る仕組みも考えましょう。



地域との連携

自主防災組織の活動は、町内会活動や地域のまちづくり活動などとうまく連携を図ることが大切です。

例えば地域の防火活動や防犯活動は、日頃からの見回りや声かけが基本です。見回り活動に安全点検を組み合わせたり、防火の呼びかけと一緒に災害に備えるポイントを伝えるなど、防災を日常の暮らしの中に溶け込ませる工夫が欠かせません。

自主防災組織の活動や防災訓練は、堅苦しく参加しにくいイメージを持たれがちです。より多くの住民に参加してもらうためには、区民祭などのイベントとうまく組み合わせたり、日常の地域活動とも連携を図っていきましょう

津波災害や風水害に備える訓練の例

東日本大震災における津波災害や過去の台風等による風水害の教訓から、津波災害や風水害時には正しい情報の伝達と迅速な行動が重要です。

防災行政無線や防災テレホンサービス、メールニュースかわさき、緊急速報メール（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）などから、緊急情報入手できるように啓発しましょう。また、「人から人へ」の情報伝達の訓練も行いましょう。

①高齢者等避難（風水害のみ）が発表されたときの訓練

- ・ラジオ「かわさきFM（79.1MHz）」を聞いてみる。
- ・隣近所で情報の共有化を図る。
- ・避難所に持参する物資の確認を行う。

②避難指示（津波災害・風水害共通）が発令された時の訓練

- ・避難指示を受けたら、「聞いた内容を確認」し、速やかに「避難場所」へ向かう。
- ・避難するときは、必ず複数で行動し、避難誘導班などを中心にあらかじめ確認しておいた安全なルートへ誘導する。ただし、津波災害の場合には、身の安全を図るため、1人で避難することもお考えおく（「津波てんでんこ」）。
- ・災害時要援護者は早めの行動と支援が必要。隣近所の協力や自主防災組織から支援チームを派遣するなど、工夫して避難を支援する。
- ・避難場所はあらかじめ複数選定しておき、状況を判断して避難先を切り替えることも試してみる。

ポイント

津波災害や風水害は時間の経過とともに状況が変化する災害です。すでに道路上に水があふれているときは「在宅避難」や自宅上階、近隣にある身の安全を確保できる建物などへの「垂直避難」、「河川等から町内会までの距離を考慮した避難」など、緊急度に応じた行動や訓練内容を考えましょう。

防災点検や防災マップづくり、訓練内容の検討や訓練実施時などには、川崎市で作成している「各区の防災マップ」や「土砂災害ハザードマップ」、「洪水ハザードマップ」、「内水ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」、「高潮ハザードマップ」を参考にしましょう。

地域で災害時要援護者を支援するには

連携して地域の力で取り組む災害時要援護者支援

川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申請をしていただき、町内会・自治会や自主防災組織、民生委員の方に名簿を提供することで、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

災害時要援護者の方が避難するには、地域コミュニティの連携のもと、情報伝達や避難誘導などの支援が必要不可欠です。

下記ホームページに、地域で一丸となって災害時要援護者の支援に取り組む自主防災組織の活動事例を紹介しています。

川崎市ホームページ  川崎市
KAWASAKI CITY

支援組織の皆様へ

検索

<https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/292-2-3-4-0-0-0-0-0-0.html>



こちらの
二次元コードからも
ご覧いただけます

自主防災組織を もっと活性化させるためのヒント

自主防災組織を結成するだけで終わらせないために

自主防災組織を結成し、もっと機能させるためには、防災訓練などの活動に積極的に取り組むことが大切です。若い世代も含めた幅広い参加を呼びかけ、自主防災組織をより活発に活動させるための方法を考えましょう。

もし災害が起こったらどうなるか繰り返し考えてみましょう

地域における防災上の問題点を洗い出してみると、自主防災活動を活発にするためのヒントが得られます。

- 災害が起きたとき、地域がどうなるか想像してみる。
- 必要になること・必要になる物・役立つ物を考える。
- 役員・運営委員以外からもアイデアを募り、積極的に取り入れる。

幅広いコミュニケーションを大切にしましょう

自主防災活動には「住民のつながりを生かして地域の防災力を高める」視点が必要です。住民のつながりを保つには「地域の中のコミュニケーション」が欠かせません。人と人とのコミュニケーションが生まれるきっかけを大切にしましょう。

- 日頃からの近所づきあい
- 地域づくり・まちづくり活動
- 町内会のお祭りや学校の運動会など

協働（コラボレーション）を考えましょう

協働（コラボレーション）とは、様々な分野の人々が力を出し合って、共通の仕事に取り組むことです。地域防災に取り組むのは自主防災組織や住民だけではなく、次のような災害時に助け合える人・団体に参加を呼びかけ、地域の防災力をより高めましょう。

- 消防団やボランティア活動経験者
- 避難所となる学校、災害時に役立つ資器材を持つ事業所
- 近隣の自主防災組織や町内会、自治会など

自主防災組織の 地域防災力を強化する

自主防災組織がさらに活動を充実させ、防災力を高めることができるよう、市や関係団体の支援制度を活用するほか、地域ぐるみで連携を強化していきましょう。

防災訓練を充実させる

複数の自主防災組織、町内会が学校区単位などをベースにして、合同で訓練を実施することも効果的です。訓練計画の作成や資材の手配など、必要に応じて各区危機管理担当や消防署に相談してみましょう。

研修会や講習会を工夫する

防災に関する研修会や講演会を開催するにあたっては、実技訓練を取り入れるなど住民の防災意識が高まるよう工夫しましょう。各区危機管理担当や消防署に相談してみましょう。

防災リーダーを目指す

災害に関する知識や技術を修得し、リーダーシップを発揮できる人がいると、いざというときに心強いものです。「川崎市自主防災組織連絡協議会」では、地域防災活動のリーダーを養成するため、毎年度、災害図上訓練者や要援護者の支援等、実践に役立つ形での研修（リーダー研修）を実施しています。

できる限り、リーダー研修に参加して、地域防災活動におけるリーダーを目指しましょう。

災害に備える防災資器材を準備しましょう

災害時に備え、
自主防災組織では、次のような防災資器材を備えておく心安心です。
いざという時は、各家庭や事業所などで活用できるものを持ち寄るなど
工夫して災害に備えましょう

情報収集・伝達用

- ラジオ
- トランシーバー
- メガホン
- 拡声器

など

避難誘導用

- 避難誘導棒
- 懐中電灯
- リヤカー
- 車いす

など

救出・救助用

- のこぎり
- パール、ハンマー
- シャベル、スコップ
- ロープ、ウインチ
- はしご

など

救護活動用

- 救急箱
- 担架
- 車いす
- AED

など

初期消火用

- 消火器
- 水バケツ
- 消火ホース用ノズル
- 屋外消火栓用器具
- 可搬型消火ポンプ

など

給食・給水用

- 鍋・釜類
- 炊事器具セット
- 水タンク

など

その他備えておくべきもの

ヘルメット、防災被服、腕章、テント、仮設トイレ、防水シート、
毛布、発動発電機、投光器、コードリール、チェーンソー、
エンジンカッター、ろ水機・浄水機、ガソリン携行缶 など

防災資器材の購入に対する補助制度

川崎市では、自主防災組織が防災資器材を購入する際、補助対象品目に該当する場合には、一部助成を行っています。

交付には一定の条件がありますので、詳しくは「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱」をご覧ください、各区危機管理担当までご相談ください。

自主防災組織についてのお問い合わせ先

多摩区役所
危機管理担当

電話 044-935-3146
FAX 044-935-3391
メール 71kikika@city.kawasaki.jp

高津区役所
危機管理担当

電話 044-861-3147
FAX 044-861-3103
メール 67kikika@city.kawasaki.jp

中原区役所
危機管理担当

電話 044-744-3141
FAX 044-744-3346
メール 65kikika@city.kawasaki.jp

麻生区役所
危機管理担当

電話 044-965-5115
FAX 044-965-5201
メール 73kikika@city.kawasaki.jp

宮前区役所
危機管理担当

電話 044-856-3114
FAX 044-856-3280
メール 69kikika@city.kawasaki.jp

幸区役所
危機管理担当

電話 044-556-6610
FAX 044-555-3130
メール 63kikika@city.kawasaki.jp

川崎区役所
危機管理担当

電話 044-201-3327
FAX 044-201-3209
メール 61kikika@city.kawasaki.jp

川崎市 危機管理本部
電話 044-200-1432
FAX 044-200-3972